第九　その他難病の患者に対する医療等の推進に関する重要事項

(1)　基本的な考え方について

難病に対する正しい知識の普及啓発を図り、難病の患者が差別を受けることなく、地域で尊厳を持って生きることのできる社会の構築に努めるとともに、難病の患者が安心して療養しながら暮らしを続けていけるよう、保健医療サービス、福祉サービス等について、周知や利用手続の簡素化に努める。

(2)　今後の取組の方向性について

ア　難病については、患者団体等がその理解を進めるための活動を実施しているほか、一部の地方公共団体による難病の患者の雇用を積極的に受け入れている事業主に対する支援や、民間団体による「世界希少・難治性疾患の日」のイベントの開催等の取組が行われている。今後、国、地方公共団体及び関係団体は、難病に対する正しい知識を広げ、難病の患者に対する必要な配慮等についての国民の理解が深まるよう、啓発活動に努める。

イ　国民及び事業主等は、難病は国民の誰にでも発症する可能性があるとの認識を持って、難病を正しく理解し、難病の患者が地域社会において尊厳を持って生きることができる共生社会の実現に寄与するよう努める。

ウ　国及び地方公共団体は、法に基づく医療費助成制度や保健医療サービス、福祉サービス等を難病の患者が円滑に利用できるよう、難病相談支援センター等を通じた周知や、各種手続の簡素化などについて検討を行う。

**○農林水産省告示第二千百十八号**

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十七年八月二十日　第二十号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ビオアグリチェルト有限会社　イタリア共和国　ボローニャ県　カザレッキョ・ディ・レーノ市　マカブラッチャ通り八

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

イタリア共和国　ボローニャ県　カザレッキョ・ディ・レーノ市　マカブラッチャ通り八

**○農林水産省告示第二千百十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県雲仙市小浜町雲仙字小地獄五〇五の一、国見町神代丁字戸後峯六三六の二、六三七の二、字中尾七八〇の一から七八〇の一五まで、瑞穂町西郷丁字上畑木田一七九九の二、一七九九の五、一七九九の六、字北ノ迫一八二四、字長迫一八三〇の一、一八三〇の二、一八三八、一八四一、一八四四の二、字迫頭一八五〇、一八五三の一、字蔵四郎一八五九から一八六二まで、一八六三の一、一八六五、一八八五、一八八六の一、一八八七、一八八九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千百二十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百四十四号、平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百四十五号、平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百四十六号、平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百六十号

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに江津市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千百二十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道空知郡上富良野町・虻田郡真狩村（以上一町一村について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上富良野町

(二)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年九月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県亀山市安坂山町字仙ケ嶽二八九五の七、字野登山二八九四、字諸鹿二七七八の三、二七七八の一九から二七七八の三五まで、加太中在家字池ノ尾七六二四の一、七六二四の二、七六二五の一、七六二五の二、七六二七から七六三〇まで、七六三三の三、七六三三の四、字大岨八二六一、八二六三、字大沢七六五〇（次の図に示す部分に限る。）、字尾草七五九八、七五九九の一、七六〇三の四、字乙ケ平七六一二の一から七六一二の一〇まで、八二九四、字東カンケ谷八一九六の一から八一九六の一五まで、字北寶子八二〇四の一、加太板屋字滝谷五〇一四から五〇一八まで、白木町字唐谷一二〇〇の二（次の図に示す部分に限る。）、一二〇〇